

中小企業金融円滑化法の期限到来にあたっての決議

平成 25 年 3 月 22 日
自由民主党 政務調査会
中小企業・小規模事業者政策調査会
財務金融部会
経済産業部会

中小企業金融円滑化法が今月末に期限が到来するにあたり、多くの中小企業・小規模事業者が今後の資金繰り等、将来の経営に不安を抱いている。

一方、安倍政権発足後、景気回復の兆しが見える中、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者が「回復を実感」しなければ本格的な回復を遂げたと言い難く、資金繰りの悪化によって回復が腰折れになってしまう事態は避けなければならない。

そこで、我々は、円滑化法終了後も次に掲げる施策を早期に実現し、中小・小規模事業者が将来に不安を抱くことないよう対策に万全を期すよう政府に申し入れるものである。

記

一、円滑化法終了後も、金融機関が、貸出条件の変更への柔軟な対応、新規融資の増加に努めるなど、中小企業・小規模事業者に対する必要な資金供給に努めるよう、金融機関への指導、検査、監督を徹底し、中小企業・小規模事業者の資金繰りへの影響を防ぐこと。さらにはその報告を求め、必要な場合には適切な対応をとること。

特に、金融機関による新規融資の取組み状況については、中小企業・小規模事業者をはじめとした借り手にしっかりと向き合い必要な資金供給に努めることが金融機関としての本来の役割であるという点を十分に踏まえ、預貸率、ABL をはじめとした新規融資への取組に関する開示状況等を含め、検査・監督の重点項目に掲げて点検・検証するなど、適切な対応をとること。

一、信用保証協会についても、中小企業・小規模事業者の資金繰りへの影響が大きいことを踏まえ、適切な信用保証の提供に努めること。

一、中小企業・小規模事業者からの相談に対応できる体制の充実を図ること。また中小企業・小規模事業者のため、専門家による中小企業支援サポート体制を充実すること。特に、小規模事業者に対しては、よりきめの細かい対応ができるよう体制の整備を充実すべきである。

一、以上の点について、中小企業等への周知を徹底し、将来の経営に対する不安の払しょくに努めること。

以上